

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

- 議会訓令
 - 秋田県議会議務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令（一・議会議務局総務課）
 - 秋田県議会議務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令（二・議会議務局総務課）
 - 議会告示
 - 秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程（一・議会議務局総務課）
 - 秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程（三・議会議務局総務課）

議 会 訓 令

秋田県議会訓令第一号

事務局 一般

秋田県議会議務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月二十八日

秋田県議会議長 津 谷 永 光

秋田県議会議務局の組織及び事務に関する規程の一部を改正する訓令

秋田県議会議務局の組織及び事務に関する規程（昭和三十年十月一日制定）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「議事調査課」を「議事課 政務調査課」に改め、同条第二項を削る。

第二条の二中「前条第一項」を「前条」に改め、「及び同条第二項に規定する室」及び「又は室」を削る。

第三条第一項総務課の項第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同項第九号中「議長会議及び局長会議」を「議員の資産等の公開」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「身分」を「履歴等」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 議員の報酬、費用弁償等に関すること。

第三条第一項総務課の項第十四号から第十七号までを削り、同項第十八号中「局内」を「局内各課」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十九号中「その他議事調査課の所掌」を「前各号に掲げるもののほか、他課の所掌」に改め、同号を同項第十五号とし、同条第一項議事調査課の項第二号及び第四号中「こと」の下に、「（政務調査課の所管に属するものを除く。）」を加え、同項第五号中「全員協議会」を「総括質疑」に改め、同項第十二号中「調製」を「調製等」に改め、同項第十三号中「議案の審査資料の収集及び調査」を「議員の派遣」に改め、同項第十四号から第十六号までを削り、同項第十七号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十八号を削り、同項中「議事調査課」を「議事課」に改め、同項の次に次のように加える。

政務調査課

- 一 県行政に係る政策、法令等の調査研究に関すること。
 - 二 議案、請願、陳情等の調査又は審査の補助に関すること。
 - 三 議員提出議案に関すること。
 - 四 常任委員会及び特別委員会の政務調査活動の補助に関すること。
 - 五 会派の政務調査活動の補助に関すること。
 - 六 例規に関すること。
 - 七 訴訟に関すること。
 - 八 全国都道府県議会議長会等に関すること。
 - 九 政務調査費に関すること。
 - 十 広報及び広聴に関すること。
 - 十一 各種資料の収集、保存及び刊行に関すること。
 - 十二 行政文書の公開及び個人情報の保護に関すること。
 - 十三 図書室に関すること。
 - 十四 議会史の編纂に関すること。
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、調査、広報等に関すること。
- 第三条第二項を削る。

第五条第一項中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第三号から第六号まで」を「前項第一号から第五号まで」に改め、同条第五項中「第四号」を「第三号」に、「第一項第五号及び第六号」を「第一項第四号及び第五号」に改める。

第六条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十項までを一項ずつ繰り上げる。

第七条第四号中「(室長を含む。以下同じ。)」を削る。

第二十六条第一項中「第十条第二項」を「第七条第三項及び第二十五条中「総務部長」とあるのは「事務局長」と、第十条第二項」に、「第二十三条及び第二十四条」を「及び第二十三条」に、「第十八条第二項及び第二十三条」を「及び第十八条第二項」に改め、「第二十五条中「総務部長」とあるのは「事務局長」とを削る。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県議会訓令第2号

事務局 一般

秋田県議会事務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十五年三月二十八日

秋田県議会議長 津 谷 永 光

秋田県議会事務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令

秋田県議会事務局行政文書管理規程(平成十二年秋田県議会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「及び室」を削り、同条第三号中「又は室」を削り、同条第四号中「第二条第一項」を「第二条」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「又は室」を削り、同号を同条第五号とし、同条中第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十一号中「課長又は室長」を「課の長(以下「課長」という。)」に改め、同号を同条第十号とする。

第四条第一項中「議事調査課に」を「課に」に、「議事調査課長」を「当該課長」に改め、同条第二項中「議事調査課」を「課」に改める。

第九条第一項中「議事調査課に」を「課に」に、「議事調査課長」を「当該課長」に改め、同条第三項中「郵便物」の下に「その他送達に要した費用の全部又は一部を支払わなければ受領することができないもの」を加える。

第十条第一項中「が議事調査課に係るものであるときは、当該行政文書を議事調査課長」を「を主務課長」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 二以上の課に係る行政文書は、総務課長が最も関係が深いと認める課長に配布するものとする。

第十条に次の一項を加える。

3 課長は、総務課長から配布を受けた文書又は直接受領した文書のうち、他の課に係るものについては、その写しを当該課長に送付するものとする。

第十一条第一項を削り、同条第二項中「議事調査課長」を「課長」に改め、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十九条第一項を次のように改める。

文書記号は、課長が総務課長と協議して定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

第十九条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第四十一条第六項中「、室長」を削る。

第五十二条第一項中「ときは」の下に「、総務課長の承認を受けて」を加え、同条第二項を削る。

別表第二中「~~事務室~~」を「~~事務室~~」に改める。

様式第九号中「~~事務室~~」を削る。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成十五年三月二十八日から施行する。

議 会 告 示

秋田県議会告示第二号

秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十五年三月二十八日

秋田県議会議長 津 谷 永 光

秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程(平成十二年秋田県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「秋田県議会事務局総務課広報資料室」を「秋田県議会図書室」に改める。

様式第一号から様式第八号までの規定中「~~事務室~~」を「~~事務室~~」に、「~~事務室~~」を「~~事務室~~」に改める。

様式第九号中「~~事務室~~」を「~~事務室~~」に、「~~秋田県議会事務局~~」

猫(附)」「を「~~秋田県議会議務局~~」に改める。

様式第十号から様式第十二号までの規定中「~~秋田県議会議務局~~」を「~~秋田県議会議務局~~」に、「~~猫(附)~~」を「~~猫~~」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正前の秋田県議会が保有する行政文書の公開等に関する規程に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

秋田県議会告示第三号

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十五年三月二十八日

秋田県議会議長 津 谷 永 光

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成十三年秋田県議会告示第三号)の一部を次のように改正する。

様式第二号から様式第十八号までの規定中「~~秋田県議会議務局(附)~~」を「~~秋田県議会議務局~~」

に、「~~猫(附)~~」を「~~猫~~」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正前の秋田県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(862)八七六六
FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubarara@matsubarainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄